

新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱

令和6年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金（体験居住）（以下「特別支援金（体験居住）」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、テレワークの普及により、住む場所を問わない「転職なき移住」が可能になり、三大都市圏在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市での体験居住（転職せずにテレワークにより本市で暮らすことをいう。）者に特別支援金（体験居住）を交付することで、三大都市圏在住者が本市で暮らす魅力を認識すること及び三大都市圏から本市への移住・定住促進を目的とする。

（定義）

第2条の2 この要綱において、三大都市圏とは、次の区域をいう。

- （1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- （2）名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- （3）大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。

（特別支援金（体験居住）申請者の要件）

第3条 特別支援金（体験居住）を申請できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- （1）次条で定める体験居住前に関する要件
- （2）第5条で定める本市に関する要件
- （3）第6条で定めるテレワークに関する要件

2 第10条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては5万円、単身の場合にあつては3万円の特別支援金（体験居住）を特別支援金（体験居住）申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第7条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

（体験居住前に関する要件）

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市で体験居住する直前に、連続して1年以上、三大都市圏に在住していた者とする。

(本市に関する要件)

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和7年3月15日の間に本市で体験居住を開始したこと。ただし、名古屋圏及び大阪圏に在住していた者については、令和5年4月1日以降に、本市で体験居住を開始した者に限る。
- (2) 特別支援金（体験居住）の申請時において、本市で1週間以上の体験居住を行ったこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (5) その他市長が特別支援金（体験居住）の対象として不適当と認めた者でないこと。

(テレワークに関する要件)

第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により体験居住した場合であって、所属先企業等の業務を引き続き行うこと。
- (2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該申請者に資金提供されていないこと。

(2人以上の世帯)

第7条 特別支援金（体験居住）申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

- (1) 本市での体験居住開始時において、特別支援金（体験居住）申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (2) 特別支援金（体験居住）の申請時において、特別支援金（体験居住）申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
- (3) 支給申請時において体験居住後1週間以上6か月以内であること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(特別支援金（体験居住）の事前申込み)

第8条 本市での体験居住を希望する者は、原則3日前（閉庁日を除く）までに、事前申込書（別記様式第1号）を本市に提出しなければならない。

(特別支援金(体験居住)の申請)

第9条 特別支援金(体験居住)申請者は、特別支援金(体験居住)交付申請書兼実績報告書(別記様式第2号)を令和7年3月15日(体験居住を開始してから6か月以内)までに本市に提出しなければならない。この場合において、特別支援金(体験居住)申請者は、同一年度に2回まで申請することができる。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 住民票の写し(世帯で申請する場合は世帯全員分)
- (3) 本市で体験居住を行ったことを証明する資料(体験居住開始から1週間以上経過したものに限り。世帯で申請する場合は世帯全員分)
- (4) 振込先が確認できる預金通帳の写し
- (5) 就業先企業等の就業証明書(別記様式第3号)

(特別支援金(体験居住)の支給方法)

第10条 第9条の申請があったときは、その内容を審査し、特別支援金(体験居住)を支給することが適当と認めるときは、特別支援金(体験居住)交付決定兼確定通知書(別記様式第4号)を交付し、特別支援金(体験居住)を支給するものとする。

(特別支援金(体験居住)の全額返還)

第11条 特別支援金(体験居住)の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金(体験居住)の全額の返還を請求することとする。

- (1) 虚偽の申請を行っていた場合
- (2) その他市長が不適当と認めた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金(体験居住)の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。